

2022年5月27日

各 位

会社名 UTグループ株式会社  
代表者 代表取締役社長 兼 CEO 若山 陽一  
(コード:2146 東証プライム)  
問合せ先 上席執行役員 経営基盤部門長 山田 隆仁  
電話番号 03(5447)1710

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり「定款一部変更の件①」及び「定款一部変更の件②」について、2022年6月25日開催予定の当社第15回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### I. 定款一部変更の件①

##### 1. 変更の理由

###### (1) 監査等委員会設置会社への移行

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指し、監査等委員会設置会社に移行いたします。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

###### (2) 電子提供制度の導入

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されます。これに伴い、電子提供措置に関する規定及び書面交付請求をした株主様に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を新設し、株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定を削除するとともに、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

###### (3) その他

上記の各変更に伴い、条数の変更を行うとともに、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社<u>および</u>これに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、<u>ならびに</u>次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～7. (条文省略)</p> <p>8. ソフトウェア・コンピューター・情報通信端末、その他マルチメディア関連システム<u>および</u>これらの周辺機器の研究、開発、運用、保守、輸出入、<u>および</u>販売事業</p> <p>9. (条文省略)</p> <p>10. 投融資<u>および</u>保証事業</p> <p>11. ～14. (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>および</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査役</u></p> <p>3. <u>監査役会</u></p> <p>4. 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (条文省略)</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>および</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主権利行使の<u>手続き</u>その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営む会社<u>及び</u>これに相当する事業を営む外国会社の株式又は持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配・管理すること、<u>並びに</u>次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ～7. (現行どおり)</p> <p>8. ソフトウェア・コンピューター・情報通信端末、その他マルチメディア関連システム<u>及び</u>これらの周辺機器の研究、開発、運用、保守、輸出入<u>及び</u>販売事業</p> <p>9. (現行どおり)</p> <p>10. 投融資<u>及び</u>保証事業</p> <p>11. ～14. (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会<u>及び</u>取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>1. 取締役会</p> <p>2. <u>監査等委員会</u> (削除)</p> <p>3. 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条～第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>2. 株主名簿管理人<u>及び</u>その事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第11条 当社の株主権利行使の<u>手続き</u>その他株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (条文省略)</p> <p>(招集権者および議長)</p> <p>第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>(新設)</p> <p>第16条～第17条 (条文省略)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は<u>3名以上10名以内とする。</u> (新設)</p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>3. (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (条文省略) (新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>第12条 (現行どおり)</p> <p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第16条～第17条 (現行どおり)</p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は、<u>10名以内とする。</u></p> <p><u>2. 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という)は、5名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任の方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 (現行どおり)</p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4. 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議によって、代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第23条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第26条 取締役会に関する事項については、法令および本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等であるものを除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である者を除く)の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて会長、副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第22条 取締役会はその決議によって、取締役(監査等委員である者を除く)の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第23条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 取締役会に関する事項については、法令及び本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という)は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む)の損害賠償責任を法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役および監査役会</u></p> <p>(監査役の員数)  <u>第29条 当会社の監査役は3名以上5名以内とする。</u></p> <p>(監査役の選任の方法)  <u>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</u>  <u>2. 当会社の監査役の選任決議は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役の任期)  <u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  <u>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(補欠監査役の予選の効力)  <u>第33条 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに係る定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(監査役会の招集手続)  <u>第34条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規程)  <u>第35条 監査役会に関する事項については、法令および本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)  <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)  <u>第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)  <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集手続)  <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規程)  <u>第32条 監査等委員会に関する事項については、法令及び本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計 算</p> <p>第<u>38</u>条～第<u>41</u>条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第<u>33</u>条～第<u>36</u>条 （現行どおり）</p> <p>附 則</p> <p><u>（監査役の責任免除に関する経過措置）</u></p> <p><u>第1条 第15回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会の決議による免除及び損害賠償責任を限定する契約については、なお当該定時株主総会終結前の定款第37条第1項及び第2項の定めるところによる。</u></p> <p><u>（電子提供措置等に関する経過措置）</u></p> <p><u>第2条 第15回定時株主総会終結前の定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び本定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生じるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日の6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、第15回定時株主総会終結前の定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本条は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月25日(土) [予定]

定款変更の効力発生日 2022年6月25日(土) [予定]

本件につきましては、2022年6月25日開催予定の当社第15回定時株主総会において「定款一部変更の件①」が可決承認されることを条件といたします。

## II. 定款一部変更の件②

### 1. 変更の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」（令和3年法律第70号）が施行され、上場会社において、定款に定めることにより一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会（いわゆるバーチャルオンリー株主総会）の開催が可能となりました。多くの株主様が出席しやすくなることで、株主総会の活性化・効率化・円滑化につながり、また、感染症、自然災害の発生可能性を含む大規模災害、社会全体のデジタル化の進展等を念頭に、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主様の利益に資すると考え、場所の定めのない株主総会を開催可能とする旨の規定の新設を行います。当社は、株主様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することに資する場合として経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて経済産業大臣及び法務大臣の確認を受けております。

### 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第3章 株主総会 （招集） 第13条 （条文省略） 2. （条文省略） （新設）	第3章 株主総会 （招集） 第13条 （現行どおり） 2. （現行どおり） <u>3. 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022年6月25日（土）〔予定〕

定款変更の効力発生日 2022年6月25日（土）〔予定〕

本件につきましては、2022年6月25日開催予定の当社第15回定時株主総会において「定款一部変更の件②」が可決承認されることを条件といたします。

以上